

日本臨床心理士会との意見交換報告

新潟県臨床心理士会会長 長谷川早苗

新潟県臨床心理士会は、これまで日本臨床心理士会に対し、国家資格問題に関して、下記のような懸念、および、鳥取県臨床心理士会との共同質問を表明し、回答をお願いしてまいりました。

資格法制化に関する懸念について

1. 国家資格の名称について

国家資格化が臨床心理士の理念を踏まえたものである以上、その名称は、当然、臨床心理専門職であることがわかる公共性のあるものになるはずですが、これが例えば、心理専門職、心理技術職のような臨床領域以外の心理業務が包含されうる名称になってしまうということはないのでしょうか。“名は体を表す”と言います。他の団体や諸学会に迎合するあまり、臨床心理士の同一性が拡散するような事態になることを危惧します。

2. 他資格との関連について

これまで私共は、職能団体として、臨床心理士の活動の場を少しでも広げ、その有用性を認識してもらうべく努力を重ねてまいりました。その結果、臨床心理士であることが採用要件とされる職場が増加し、また臨床心理士会への相談委託事業も増え、公的団体とのネットワークを築き上げつつあります。

1資格1法案は、カリキュラムが全く異なる他学会の資格等がすべて同じ土俵に上がることを意味することになると思います。そうなることで、これまで努力し築いてきた専門職としての臨床心理士への信頼と実績が損なわれてしまうことを強く危惧します。

3. 移行措置について

2資格1法案の際には、臨床心理士は試験科目の一部免除等、何らかの移行措置により国家資格が比較的容易に取得出来るという主旨の話が日本臨床心理士資格認定協会より繰り返しなされておりました。1資格1法案でも、単に国家資格の受験資格が得られるのみでなく、試験科目の一部免除等の移行措置が行われるのでしょうか。

多くの当会会員は、2資格1法案をベースにした1資格1法案ということであるなら、認定協会が話されてきたような試験科目の一部免除等の移行措置があるものと思っております。仮にそうでないのなら、執行部は全会員に誤解がないように十分な説明を行い、会員の同意を得た上で資格法制化への取り組みを行うべきです。情報提供が十分に行われず誤解が正されぬまま、会員の思いとは異なる国家資格化となることを大いに危惧します。

4. 資格更新制度について

近接領域の対人援助職と考えられる、社会福祉士・精神保健福祉士・言語聴覚士・医師・看護師は、いずれも更新制はありません。その中で、臨床心理専門職だけが更新制度を設けることは可能なのかと危惧します。

鳥取県臨床心理士会との共同質問

共同質問1 仮称心理師案の資格の中身はどうなっているのでしょうか？

共同質問2 日本臨床心理士会が臨床心理士を国家資格化することを放棄した理由は何なのでしょうか？

1については、資格の中身が明確ではありません。それでいて都道府県臨床心理士会に協力を求められても混乱し、懸念を深めるばかりです。すでに、心理職（仮称心理師）推進を公にしている以上、資格の中身についてしっかり説明していただく必要があります。

2については、そもそも一部の医療団体からの反対があったから臨床心理士の国家資格化を放棄したのでしょうか？もし、医療団体からの反対があったから放棄したというのなら、その時の反対理由が同時に心理職（仮称心理師）に反対する理由にもなっているはずですが、何か違うのでしょうか？もし、心理職（仮称心理師）に対して医療団体からもはやかつてのような反対が起こらないようなら、今からでも臨床心理士の国家資格化は十分に可能だということになります。それなのに、臨床心理士会は、なぜ臨床心理士の国家資格化に反対するのでしょうか？

これらについて、日本臨床心理士会より当会執行部と親しく面談の形で意見交換することも可能であるという回答をいただいたため、7月16日中村事務局長、横山国家資格問題担当理事とともに日本臨床心理士会を訪れ、野島資格法制化プロジェクトチーム代表、奥村専務理事、平野常務理事よりお話を伺ってまいりました。

まず、資格法制化に関する懸念について伺いました。名称については、臨床職を強く出すとなかなかまとまらないため心理師としているが、これはまだ確定したものではなく、臨床心理のニュアンスがでるものを目指しているとのことでした。他資格との関係については、臨床心理士のみ国家資格化することはできないので、他学会等の資格とともに国家資格化を目指すことになる。その中で淘汰は起こりうるし、最終的にはそれは国民の評価によることになるだろうが、臨床心理士はその評価に応えるものだと信じているし、またそうでなければ困るというようなお話しでした。経過措置における試験科目の一部免除、資格更新制度については、なかなか難しい点はあるが、その方向を目指しているとのことでした。

次に、鳥取県臨床心理士会との共同質問に関して伺ったところ、鳥取県とも話し合いを行った後、改めて回答するので、今回は回答保留とのことでした。

他の事項として、代議員会の審議事項になかったのにもかかわらず、国家資格化に向けたロビー活動を行う根拠を伺ったところ、法人化により定款が変わり、業務執行の決定機関は代議員会ではなく理事会であるという説明をいただきました。また、6月28日に示されることになっていた精神科7者懇の見解については、見解は保留となっておりその理由は公式に示されていないということでした。また、三団体要望書と平成21年11月3日の代議員会決議国家資格に対する日本臨床心理士会の考え方との相違点について伺ったところ、まず、心理学ワールド及び医療などの関係団体の合意がないと話がすすまないため三団体要望書という形になっているが、基本的に代議員会決議に従って国家資格化を目指していくというお話しをいただきました。

【以上は、日本臨床心理士会に内容に相違ないことをご確認いただいたものです】

今回の面談において、野島資格法制化プロジェクトチーム代表は「基本的に代議員決議（国家資格に関する日本臨床心理士会の考え方。H21. 11. 3 付）に従って国家資格化を目指す」と、明言されました。私どもは、三団体要望書と平成 21 年 11 月 3 日の代議員会決議国家資格に対する日本臨床心理士会の考え方との大きな相違（下表参照）に困惑していたのですが、日本臨床心理士会が求めるものは、基本的に代議員決議に従っての国家資格化であり、心理職ではなく臨床心理職の国家資格化であること、大学院修士課程・専門職学位課程においては業務内容に関わる心理学関連科目等ではなく臨床心理学等を修め修了することが受検資格を得るために必要であること、学部卒では臨床心理職の有資格者の指導の下での実務経験が数年以上あることが受検資格を得るために必要であること、更新制のある資格であること、経過措置として臨床心理士資格保持者は受験できるものであることが確認されました。

今後、鳥取県臨床心理士会との共同質問への回答を待って、新潟県臨床心理士会としての国家資格に関する考え方を、より明確にしていきたいと考えております。

三団体要望書と国家資格に対する日本臨床心理士会の考え方との相違点

1. 資格の名称：~~臨床領域の心理職であることがわかる公共性のある名称。~~心理師（仮称）とし、名称独占とする。
2. 資格の性格：医療・保健、福祉、教育・発達、司法・矯正、産業等の実践諸領域における各領域において汎用性のある資格とする。
- ~~3. 4. 他専門職との連携：業務を行うにあたっては、他専門職との連携をとり、特に医療提供施設においては医師の指示を受けるものとする。~~
- ~~4. 3. 業務の内容：~~
 - ①心理的な問題を有する者とその関係者に対して心理学の成果にもとづき、心理アセスメント・心理的支援・心理相談・心理療法・問題解決・地域支援等心理臨床的援助を行なう。
 - ②①の内容に加え、国民の心理的健康の保持及び増進を目的とした予防並びに教育に関する業務を含む行なう。
5. 受験資格：①学部で心理学を修めて卒業し、大学院修士課程・~~ないし大学院専門職学位課程で臨床心理学等を業務内容に関わる心理学関連科目等を修め修了した者を基本とする。~~②学部で心理学を修めて卒業し、~~保健医療、福祉、教育、司法矯正、産業その他の機関で、業務内容に関わる施設において、臨床心理職の有資格者の指導の下での実務経験が数年以上ある者~~数年間の実務経験をした者も受験できる。
- ~~6. 更新制のある資格とする。~~
- ~~7.経過措置として臨床心理士資格保持者は受験できるものとする。~~

*国家資格に対する日本臨床心理士会の考え方は紫色、三団体要望書は赤色で記載